

## 施設基準他院内掲示事項

○施設名

医療法人社団 赤心会 赤沢病院

○所在地

香川県坂出市府中町 325 番地

○開設者

赤沢病院 理事長 赤澤正敏

○受付時間

[午前] 8:30~12:00

[午後] 13:30~17:30

○診療時間

[午前] 9:00~12:00

[午後] 13:30~18:00

○休診日

土曜日午後・日曜日・祝祭日

1月1日~3日

○四国厚生支局への届出について

当病院は保険医療機関であり、診療報酬算定にあたり、次の内容について各施設基準等に適合している旨の届け出を四国厚生支局に行い、実施しております。

施設基準や医療費等については詳しくは医事課にご確認下さい。

- ・ 地域一般病棟入院基本料 3 (15 対 1)、看護配置加算、看護補助加算 1
- ・ 療養病棟入院基本料 1 (20 対 1)
- ・ 精神病棟入院基本料 (15 対 1)、看護配置加算、看護補助加算 2
- ・ 療養病棟療養環境加算 2
- ・ 精神科身体合併症管理加算
- ・ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・ 認知症治療病棟入院料 1
- ・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準 (入院料減算免除)

- ・通院・在宅精神療法の注 13
- ・通院・在宅精神療法の注 9 心理支援加算
- ・入院時食事療養（Ⅰ）
- ・入院時生活療養（Ⅰ）
- ・薬剤管理指導料
- ・CT 撮影（16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・認知症患者リハビリテーション料
- ・精神科作業療法
- ・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ・重度認知症患者デイ・ケア料
- ・医療保護入院等診療料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・入院ベースアップ評価料 37
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・身体的拘束最小化推進体制加算
- ・物価対応料 1
- ・物価対応料 2

#### ○入院基本料について

当病院では、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、四国厚生支局長に届け出て看護を行っている保険医療機関です。施設基準に基づき適正な看護職員を配置しています。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なりますので、実際の看護配置については各病棟に掲示しておりますのでご参照ください。

精神科病棟[92 床：精神科病棟 50 床・PC 病棟 42 床]

精神科病棟では、精神科病棟入院基本料（15 対 1）の届出を行っており、日勤夜勤あわせて入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員がいます。また、入院患者 50 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝 8：30～17：00  
看護職（看護師及び准看護師）1 人当たりの受持ち数は、9 人以内です。  
看護要員（看護補助者）1 人当たりの受持ち数は、50 人以内です。
- ・夕方 17：00～1：00  
看護職（看護師及び准看護師）1 人当たりの受持ち数は、25 人以内です。
- ・深夜 1：00～9：00

看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、25人以内です。  
PC病棟では、精神病棟入院基本料（15対1）の届出を行っており、日勤夜勤あわせて入院患者15人に対して1人以上の看護職員がいます。また、入院患者42人に対して1人以上の看護補助者がいます。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝 8：30～17：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、9人以内です。  
看護要員（看護補助者）1人当たりの受持ち数は、42人以内です。
- ・夕方 17：00～1：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、21人以内です
- ・深夜 1：00～9：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、21人以内です

#### 認知症疾患治療病棟[60床]

認知症治療病棟では、認知症治療病棟入院料（20対1）の届出を行っており、日勤夜勤あわせて入院患者20人に対して1人以上の看護職員がいます。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者がいます。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝 8：30～17：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、9人以内です。  
看護要員（看護補助者）1人当たりの受持ち数は、10人以内です。
- ・夕方 17：00～1：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、60人以内です  
看護要員（看護補助者）1人当たりの受持ち数は、60人以内です。
- ・深夜 1：00～9：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、60人以内です  
看護要員（看護補助者）1人当たりの受持ち数は、60人以内です。

#### 内科病棟[21床]

内科病棟では、地域一般病棟入院基本料（15対1）の届出を行っており、日勤夜勤あわせて入院患者15人に対して1人以上の看護職員がいます。また、入院患者21人に対して1人以上の看護補助者がいます。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝 8：30～17：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、7人以内です。  
看護要員（看護補助者）1人当たりの受持ち数は、21人以内です。
- ・夕方 17：00～1：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、11人以内です
- ・深夜 1：00～9：00  
看護職（看護師及び准看護師）1人当たりの受持ち数は、11人以内です

## 療養病棟[21床]

療養病棟では、療養病棟入院基本料1(20対1)の届出を行っており、日勤夜勤あわせて入院患者20人に対して1人以上の看護職員がいます。また、入院患者20人に対して1人以上の看護補助者がいます。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝 8:30~17:00  
看護職(看護師及び准看護師)1人当たりの受持ち数は、11人以内です。  
看護要員(看護補助者)1人当たりの受持ち数は、11人以内です。
- ・夕方 17:00~1:00  
看護職(看護師及び准看護師)1人当たりの受持ち数は、21人以内です。  
看護要員(看護補助者)1人当たりの受持ち数は、21人以内です。
- ・深夜 1:00~9:00  
看護職(看護師及び准看護師)1人当たりの受持ち数は、21人以内です。  
看護要員(看護補助者)1人当たりの受持ち数は、21人以内です。

### ○入院時食事療養費について

入院時食事療養費(I)・入院時生活療養費(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院では、入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもと適時適温にて提供しております。

#### ・給食配膳時間

朝食 7:00 昼食 12:00 夕食 18:00

#### ・食事提供について

アレルギーに関しては個別対応をしています。

食事について不明点がありましたら管理栄養士まで連絡下さい。

### ○「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成24年4月1日より領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費医療の受給者で医療の自己負担のない方についても令和4年4月1日より明細書を発行することにいたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるもので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行なう場合の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までその旨お申し出下さい。